

第4回 土砂災害における効果的な救助手法に関する高度化検討会 議事概要

1. 日 時：2020年2月5日（水）14：00～16：00

2. 場 所：東京八重洲ホール 901 会議室

3. 出席者（敬称略）

- ・委員：石塚忠範、海堀正博、後藤聡、小林恭一、玉手聡、堀田光乃、
吉田邦伸、稲継丈大、植田謙吉、正代莊一、高橋卓司、山田寿
- ・オブザーバー：新井場公德、五十川宏、鍋谷武志、入澤太一

4. 議事内容

（1）委員紹介

（2）議題「報告書（案）」

①第1編

- ・事務局から報告書（案）について、今回は第3回検討会からの修正点として、文言の統一および前回の検討会以降に出た意見を踏まえて内容に修正を加えており、全体の構成として第1編が検討会の概要、第2編が土砂災害時の消防機関の救助要領、その後に基礎知識となるように参考資料をつけていると説明。

【質疑・意見】なし

②第2編、参考資料

- ・事務局から報告書（案）第2編について、今回の修正点を説明。

【質疑・意見】

《第3章 第3節 3 国交省について》

（委員）TEC-FORCEとの連携について、P.97～P.98 参照とあるが、実際は P.99 と P.100 となっている。

（事務局）ページ参照している部分は他にも含めて全体をもう一度確認する。

《第3章 第6節 第4 土留めについて》

（オブザーバー）上から9行目「土留めの効果を過信することなく安全な活動を心がける」とあるが、「心がける」の表現が漠然としているため、「なく、常に土留めおよび周囲の状況を監視する」と具体的に書いた方が良い。

（委員）タイトルを土留めとすると定義が広すぎる。これは消防活動用の緊急的な土

留め、例えば「救助用土留め」、「救助用簡易土留め」等のネーミングをしてはどうか。

(委員) 本来の土留めの手法と分けて、「応急土留め」という言葉の使い方は消防職員にとっても受け入れやすい。

(事務局) 「第4 応急土留め」というタイトルにして、一般的な土留めの説明の後に、「こういう応急的な土留めを(応急土留め)という」と定義づけ、文言の説明をしてまとめる。

《第3章 第6節 第2-2 緊急退避について》

(委員) 最初の3行の書きぶりは、土石流、がけ崩れどちらの場合を示すのかははっきりと書いた方が良い。

(オブザーバー) 1つ1つ場合分けは難しい。「土砂の流れる方向と退避場所を予想し」を入れ、その後2行目の真ん中「退避経路上の整地やコンパネを敷設する等の措置を講じておく」とつなげ、全体はカバーできる考え方を示すという形でどうか。

(事務局) 指摘箇所の土石流に限定したような書きぶりを幅広くとれるような表現で一度検討する。

《第3章 第6節 救出活動における基本事項について》

(委員) 6行目、安全対策を常に講じておくことが必要である」となっているが、安全対策を講じると共に「労働安全衛生法を遵守した活動をする」という文章を入れる必要がある。

《第3章 第6節 第1-1 安息角について》

(委員) 通常、安息角というのはサラサラの砂を上から降らせて出た角度をいい、ここでは拡大解釈されて、その場で安定している角度という意味合いで書かれている。タイトル、図の安息角という記載も検討した方が良い。

(オブザーバー) ここは土砂の堆積、傾斜のような表現になるが、安息角という言葉が現場では結構使うため、先ほどの応急土留めのように表現は一度検討したい。

(委員) 「ただし」の後が実は水の条件等が書いてあり、その時の角度は安息角ではなく、そこで堆積している角度。全て安息角という言葉を使ってしまっているから問題がある。また、3行目の「水分を多く含む泥土では安息角」は、安息角は使えない。

(座長) 安息角は物理的な定義があり、条件を変えると変わってしまう、それは安息角ではない。安息角という言葉に安全というイメージがあり、拡大解釈されている。

(オブザーバー) 1行目はそのまま生かし、2行目冒頭に「堆積した土砂の傾斜は」を入れ、「堆積した土砂の傾斜は一般的な土の斜面では35度」で3行目の

「安息角が」を取り、4行目「安息角が」も取る。

《第3章 第7節 救出活動要領（例）について》

- (座長) 写真の説明で「出典：神戸市消防局」とあるが、これは出典か。P.65は提供とあり、出典は自分たちで探してきてとったもの、提供はこの報告書のために出してもらった意味になるので、写真は確認して書き方を整理、統一した方が良い。
- (委員) 救出の例で、安全带という言葉が随時出ている。安全带という言葉はもうなくなってしまうが使用に問題はないか。
- (委員) 建設業においては現場内では安全带という言葉は完全に定着しており、現場での誤解を招かないよう、新たにテキストを作る際も安全带と表記し、テキストの先頭の方に注意書きを入れている。
- (事務局) 労働安全衛生法、規則上の表現は墜落制止用器具に変更するが、一切使用禁止ということではなく、高所での安全対策として不適ということ。確認のうえ、補足を入れる方向で表現を検討する。
- (座長) 掘削活動の、「要救助者の呼吸保護、安全带での確保が整い」の文章は、「安全带でも」だと、安全带というのはセーフティゾーンでという意味にとれる。「安全带による」とか、とか「安全带により」等が良い。

《第3章 第7節 3 救出活動手順について》

- (委員) 救助される方への声かけやポイントのようなものがあるのであれば、救助される側の立場になって書いた方が良い。
- (委員) 救出する時には要救助者への声掛けは前提になっている。消防向けであればいらないが、チェックリストには「声掛けする」と入れておくと良い。
- (事務局) この辺りのページは手法の流れになるため、別の場所で意識付けをできるように記載を検討。

《参考資料3 第2 気象情報について》

- (委員) 土砂災害警戒情報の説明について、消防職員に危険を察知できるよう、もう少し具体的に書いてもらいたい。
- (事務局) 調べてもう少し充実させられる部分は追記したい。

《別紙1 土砂災害活動チェックリスト（現場指揮本部用）について》

- (委員) P.90のチェックリスト安全管理対策について「都道府県等土木事務所、国土交通省等に依頼」とあるが、チェックすべき内容は都道府県と土木事務所への依頼だけではなく、他にもいくつかある中で必要に応じてこれらにも依頼するというチェックだと思われるが。
- (委員) 本編P.30に安全管理に関する活動方針で、救助現場においてのポイントが記載されているため、それを記載した後に、必要に応じて、とするのが良い。
- (事務局) 確認すべき事項がわかるように、書きぶりをもう少しわかりやすい表記に

修正する。

《第2編 土砂災害時における消防機関の救助活動要領について》

(委員) 救出活動と救助活動という言葉についてどう使い分けしているか。

(事務局) 事務局としては検索する部分も含め、見つけて助け出す一連の行為を救助活動、見つけてから助け出す部分を救出という表現で書いている。全体を一通り確認する。

《全体の表現について》

(委員) この報告書は一般に公開をされるのであれば、一般の方にもわかりやすいような表現、基礎知識を含めて書いた方が良い。

(事務局) 基礎知識のような情報を増やして入れるのは難しいため、一般の方が見た時にこれが一般の人向けの教本のように誤解をされないよう第2編の活動要領の出だしの部分に、この活動要領は消防部隊が救助活動をやるうえで必要事項を定めたものである旨を入れる。

(3) その他

- ・事務局より今後の流れについて説明。報告書の修正が完了次第、各委員および座長の確認、承認を得、内容が固まり次第、消防向けに冊子にして製本。それに加えて大阪市消防局の活動の流れを撮影した動画、岡山市消防局の重機導入時の訓練動画、および実際に土砂崩れや土石流が起こった際の動画をまとめたものをDVD2枚組で冊子と共に各消防本部に配布予定。

(4) あいさつ

- ・消防庁国民保護・防災部参事官よりあいさつ

以上